

平成 24 年度
事業計画書・収支予算書

社会福祉法人森町社会福祉協議会

平成24年度 社会福祉法人森町社会福祉協議会事業計画書

平成24年度における介護報酬の改定により、介護保険事業の運営はますます厳しい状況になってきている中、森町社会福祉協議会では地域住民の参加と支えあいによる、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を推進するため、住民をはじめ行政、関係各機関と連携を図りながら健全な事業運営に努め、小地域福祉活動を推進していきます。

また、これまで県内の基幹的社協が行っていた日常生活自立支援事業の運営が各市町社協に直接委託されることから、新たな事業として取り組みをしていきます。

1. 法人運営事業

(1) 自主財源の確保

- ① 会員組織の確立推進
- ② 会員加入促進等による自主財源の確保

(2) 会議の開催

- ① 理事会 5月・12月・3月
- ② 評議員会 5月・12月・3月
- ③ 監事会 5月・10月
- ④ 社会福祉事業功労者選考委員会 12月
- ⑤ 福祉のまちづくり作文コンクール選考委員会 12月

(3) 職員定例会の開催

月1回

(4) 研修会の開催

- ① 役職員及び各種相談事業相談員等の資質向上のため研修会の開催
- ② 各種研修会への積極的な参加

2. 企画・広報・助成事業

(1) 調査・企画・広報事業

- ① 福祉ニーズの調査
- ② 地区社協の組織化
- ③ 広報紙「社協だより」の発行 年4回（5月・7月・10月・2月）
- ④ その他啓蒙資料の作成配布

(2) ボランティア育成事業

- ① ボランティアの資質向上のため研修会及び講演会等の開催と育成指導
- ② ボランティア連絡会議の開催
- ③ ボランティアグループの連絡調整

(3) 福祉大会事業

- ① 町社会福祉大会の開催（平成25年1月予定）
社会福祉事業功労者の顕彰並びに表彰
児童、生徒の福祉のまちづくり作文コンクール入選者の表彰と朗読
記念講演等
- ② 県社会福祉大会への参加（平成24年11月予定）

(4) 助成事業

- ① 福祉団体の自主的活動の推進と事業費の助成

3. 福祉活動推進事業

(1) 福祉教育推進事業

- ① 小学生、中学生、高校生に対する福祉の学習と施設での体験(福祉教育)の推進
- ② 児童、生徒の福祉活動に対する助成(25千円)と育成指導の実施

(2) 高齢・障害・児童福祉事業

- ① 介護機器の貸し出し(車椅子)
- ② ねたきりや痴呆の高齢者の介護者に対する「介護者のつどい」事業への協力
- ③ 遊園地遊具の点検と修理費の助成
町内会で管理する遊園地の遊具修理費の補助
- ④ ふれあい事業用品の貸し出し
町内会等の行事に綿菓子機、かき氷機、ポップコーン機、輪投げ等を貸し出し

(3) 相談事業

福祉のことや家庭内での悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます

- ① 福祉総合相談事業 月曜日～金曜日 9時～17時 社会福祉協議会事務局内
- ② 心配ごと相談事業 第1・3月曜日 9時～12時 保健福祉センター相談室

(4) 福祉サービス利用援助事業

①日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障がある方に、福祉サービスの利用に関する相談受付、助言や福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜等支援します。

4. 受託事業

(1) 高齢者緊急通報システム整備事業

ひとり暮らしのお年寄りの福祉の向上と地域での支援体制づくりのため、緊急事態に備えて緊急通報システムを整備します。(一部自己負担があります。)

(2) 児童館管理運営事業

- ① 児童に健全な遊び場を与えて、健康、情操を豊かにするとともに事故及び非行を防止し、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動を育成します。
- ② 移動児童館運営事業
町内の各校区に児童館が出向き、異年齢間や世代間の交流やふれあいの中で社会性を学ぶ場を提供します。

(3) 軽度生活援助事業

在宅のお年寄りの軽易な日常生活の援助を行い、自立した生活をするとともに要介護状態への進行を防止するための支援をします。

(4) 子育て支援センター運営事業

- ① 育児等の相談指導や子育てサークル等への支援を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援をします。
- ② 移動子育て支援事業
地域の公民館等に出向き、子どもたちの遊びやふれあい、子育て相談等の支援をします。

(5) 結婚相談事業

出会い、結婚を求められている方の相談、登録から、お見合いまでのお手伝いをさせていただきます。(毎月第2日曜日)

(6) 手話奉仕員養成事業

障害への理解と認識を深め、簡単な日常会話に必要な手話語彙、表現技術を習得するための講座を開催します。

5. 居宅介護事業（障害者自立支援事業）

障害者の方に、身体介護、家事援助及び移動介護のサービスを提供します。

6. 共同募金助成金事業

(1) 共同募金の助成金により、地域福祉、在宅福祉活動の推進をします。

- ① 高齢者・障害者・母子・父子の福祉推進
- ② 児童・青少年の福祉推進
- ③ 福祉育成・援助活動の推進

ミニふれあい事業（8地区）の推進と事業費（5万円）の助成援助

④ ボランティア育成及び活動の推進

(2) 歳末たすけあい募金の助成金により、在宅の要援護者の援助の推進をします。

7. 資金貸付事業

(1) 小口福祉資金貸付事業（生活費 医療費等）

低所得世帯で一時的に困っている人に、5万円を限度として無利子で貸し付けます。

(2) 生活福祉資金貸付業務（生活福祉資金・総合支援資金・緊急小口資金）

低所得世帯、身体障害者世帯及び高齢者世帯を対象に、必要な各種の資金を貸し付けます。

8. 善意銀行運営事業

人のため、社会福祉のために少しでも役立てたいという人達の善意を預託してもらい、援護を必要とする人のために払い出します。

9. 介護保険事業

(1) 居宅介護支援事業

介護の必要なお年寄りなどのサービス計画の作成や事業者、施設等との連絡調整をします。

(2) 訪問介護事業

在宅のお年寄りにホームヘルパーが訪問し、入浴や日常生活の世話をします。

(3) 介護予防訪問介護事業

要支援状態のお年寄りに、訪問して介護予防サービスを行います。

(4) 通所介護事業

お年寄りに、入浴や日常動作訓練など、日帰りの介護サービスをします。

(5) 介護予防通所介護事業

要支援状態のお年寄りに通所していただき、介護予防サービスを行います。

10. その他の事業

(1) 県社会福祉協議会等の実施する事業への協力と連絡調整

(2) 町行政福祉諸事業への参加協力

(3) 民生委員児童委員協議会活動及び定例会等への参加

(4) その他必要な事業